

都議会議員選挙において公費負担となる候補者ポスター代の支出を
違法・不当としてその返還を求める住民監査請求の監査結果について

東京都監査委員	馬場裕子
同	三栖賢治
同	筆谷勇子
同	金子庸子

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後藤雄一

2 請求の提出

平成19年12月17日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 概要

(ア) 都議会議員選挙では、選挙を公平に行うため、選挙道具である「掲示板に貼るポスター代、候補者カーの借上げ代(レンタカー等)、同ガソリン代、運転手の人件費」が公費で支払われる。このポスター代の公費負担は、定額でなく、実際にかかった費用で各選挙区ごとに限度額も決められている。

(イ) 平成19年12月5日、朝日新聞/夕刊で「公費負担の候補者ポスター代水増し 都議選でも不正請求」の見出しで掲載された。

(ウ) 記事の内容は、平成17年7月3日投開票が行われた都議選のポスター代について書かれ、具体的に都議の選挙区、ポスター代の請求金額が以下のとおり書かれている。

「05年の東京都議選でも一部の都議が、負担対象でない選挙はがきや名刺作成代をポスター代に含めて不正に精算していた疑いが強いことが5日わ

かった。少なくとも2都議の陣営が本来請求できる額より50万円以上水増しした疑いがある。不正精算の疑いがあるのは世田谷区選挙区で、ほぼ上限の113万円を請求した都議。この陣営について、ポスター印刷会社は「事務所からポスターと名刺とはがきの費用を一本で請求してくれと言われた」と証言。実際にはポスター作製費はデザイン料15万円と紙代、インク代など計約50万円だった。都議は「事実なら不適正分を返還する」としている。もう1人の都議は、新宿区選挙区でほぼ上限の97万円を請求。この都議のポスターを製作した印刷会社は「ポスター代は40万円で残りは選挙はがき代。都選管への請求は陣営に任せ、何が公費負担か知らなかった」と話す。こうした経緯について、この都議は「実態を把握していないので調べる」と話している。」

(エ)そこで、請求人は以前、情報公開で入手していた「平成17年7月3日執行東京都議会議員選挙 公費負担経費総括表」で、上記「朝日新聞」の記事の該当者を調べたところ、世田谷区選挙区でポスター代金が113万円に合致する候補者は「1,131,520円・田代博嗣・候補者」、新宿区選挙区でポスター代金が97万円に合致する候補者は・秋田一郎・候補者、とわかった。

(オ)そこで、本件ポスター代の請求は、新聞記事のとおり不正が行われており、監査請求する事案と判断した。

イ その他の候補者について

(ア)朝日新聞に書かれている2名の他にも、不正に水増し請求している候補者がいる可能性が非常に高い。

(イ)そこで、請求人は「平成17年7月3日執行東京都議会議員選挙 公費負担経費総括表」のポスター代の「別紙一覧表」(後掲(3))を作り、限度額一杯の候補者を調べたところ、多くの候補者がいる。

(ウ)秋田都議の「請求額÷限度額」を計算すると、98.485%である。

(エ)そこで、秋田都議を基準にして「請求額÷限度額」が、98%以上の候補者についても、朝日新聞に書かれているように、田代都議、秋田都議と同様に水増し請求している可能性が極めて高いので、監査するよう求める。

ウ 監査請求期間について

(ア)監査請求は財務会計上の行為が行われてから「1年以内」と定められている。しかし、隠ぺい等が行われ請求人が相当な注意力をもってしても知るこ

とができない場合は認められる。

(イ) 本件ポスター代金の請求は、選管に提出された文書と内容が全く異なり、仮に請求人が情報公開請求し、各候補者が選管に提出した文書を見ても、隠ぺいを見破ることは困難である。

(ウ) 請求人は、本件対象者である田代都議と秋田都議のポスター代請求の文書を情報公開請求し、以下の事実を確認した。

a 田代都議

ポスター・印刷代合計・・・2,227,680円

ポスター・請求限度枚数・・・・・・・・・・1,768枚

ポスター単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,260円

ポスター・請求限度額・・・・・・・・・・1,131,520円

印刷業者から都への請求額・・・・1,131,520円

b 秋田都議

ポスター・印刷代合計・・・・・・・・・・969,800円

ポスター・請求限度枚数・・・・・・・・・・746枚

ポスター単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,300円

ポスター・請求限度額・・・・・・・・・・984,720円

印刷業者から都への請求額・・・・969,800円

(エ) よって、本件監査請求は適法である。

エ 違法・不当について

(ア) 田代都議、秋田都議の本件ポスター代請求は、朝日新聞の記事から架空請求であることが判明した。

(イ) 本件ポスター代金は、「東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づいて公費負担されるものである。

(ウ) 本件公費負担は、当該選挙の候補者及び印刷業者が、選管で定めた所定の様式に記入・押印し、選管に届け出て審査を受け支払われるものである。

(エ) にも係わらず、所定の様式に虚偽の記載をし公金を詐取したものであり、「詐欺」に当たると思料する。

(2) 措置請求

監査委員は本件候補者からポスター印刷代の請求書、印刷業者から聞き取りをおこない、架空請求など不当・違法な請求・支払があれば返還させるよう求める。

(3) 別紙一覧表

(単位：円)

選挙区	候補者名	支払額	差額	限度額	限度額の割合
千代田区	内田 茂	713,048	-	713,048	100.000%
千代田区	上田 令子	713,048	-	713,048	100.000%
中央区	立石 はるやす	750,816	-	750,816	100.000%
中央区	梶川 康二	750,816	-	750,816	100.000%
港区	菊地 正彦	881,824	-	881,824	100.000%
港区	大塚 隆朗	881,824	-	881,824	100.000%
港区	窪田 光	881,824	-	881,824	100.000%
港区	清原 和幸	881,824	-	881,824	100.000%
新宿区	猪爪 まさみ	984,720	-	984,720	100.000%
新宿区	とみた 俊正	984,720	-	984,720	100.000%
新宿区	吉倉 正美	984,720	-	984,720	100.000%
文京区	中屋 文孝	807,144	-	807,144	100.000%
文京区	鳩山 太郎	807,144	-	807,144	100.000%
文京区	増子 博樹	807,144	-	807,144	100.000%
台東区	服部 征夫	798,000	-	798,000	100.000%
墨田区	桜井 武	873,312	-	873,312	100.000%
江東区	木内 良明	1,002,300	-	1,002,300	100.000%
江東区	大沢 昇	1,002,300	-	1,002,300	100.000%
品川区	伊藤 興一	954,226	-	954,226	100.000%
目黒区	東野 秀平	902,280	-	902,280	100.000%
目黒区	宮本 栄	902,280	-	902,280	100.000%
大田区	鈴木 晶雅	1,118,960	-	1,118,960	100.000%
大田区	石原 聖康	1,118,960	-	1,118,960	100.000%
世田谷区	大久保 青志	1,135,360	-	1,135,360	100.000%
渋谷区	伊藤 毅志	850,872	-	850,872	100.000%
渋谷区	村上 英子	850,872	-	850,872	100.000%
渋谷区	大津 浩子	850,872	-	850,872	100.000%
中野区	高倉 良生	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	吉田 康一郎	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	川井 重勇	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	高橋 一実	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	樋口 裕子	925,470	-	925,470	100.000%
杉並区	長谷川 英憲	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	松葉 多美子	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	早坂 義弘	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	千葉 昇	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	吉田 信夫	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	木梨 盛祥	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	福士 敬子	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	大泉 時男	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
豊島区	長橋 桂一	918,456	-	918,456	100.000%
豊島区	竹下 友康	918,456	-	918,456	100.000%
豊島区	泉谷 剛	918,456	-	918,456	100.000%
北区	戸枝 大幸	955,632	-	955,632	100.000%
板橋区	熊木 美奈子	1,112,532	-	1,112,532	100.000%

板橋区	坂本 健	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
板橋区	橘 正剛	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
練馬区	高橋 和美	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	石川 芳昭	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	野上 幸絵	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	野澤 彰	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	土屋 文子(ヤカクミ)	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
足立区	高島 直樹	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
足立区	三原 將嗣	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
足立区	逸見 英幸	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
足立区	近藤 弥生	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
葛飾区	樺山 卓司	1,037,850	-	1,037,850	100.000%
江戸川区	初鹿 明博	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
江戸川区	上野 和彦	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
八王子市	東村 邦浩	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
八王子市	串田 克巳	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
八王子市	相川 博	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
八王子市	石森 孝志	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
立川市	宮崎 章	803,992	-	803,992	100.000%
三鷹市	伊澤 桂子	832,832	-	832,832	100.000%
青梅市	野村 有信	840,768	-	840,768	100.000%
昭島市	小林 浩司	756,026	-	756,026	100.000%
町田市	吉原 修	1,104,460	-	1,104,460	100.000%
小金井市	安保 鈴子	753,068	-	753,068	100.000%
小平市	齊藤 敦	813,440	-	813,440	100.000%
日野市	古賀 俊昭	823,450	-	823,450	100.000%
西東京市	山田 忠昭	865,280	-	865,280	100.000%
南多摩	小磯 明	900,936	-	900,936	100.000%
北多摩第一	谷村 孝彦	960,448	-	960,448	100.000%
北多摩第一	小松 恭子	960,448	-	960,448	100.000%
島部	川島 忠一	729,390	-	729,390	100.000%
墨田区	藤崎 繁武	873,280	32	873,312	99.996%
荒川区	鈴木 貫太郎	842,026	36	842,062	99.996%
武蔵野市	松下 玲子	781,397	211	781,608	99.973%
豊島区	渡邊 久美子	918,203	253	918,456	99.972%
島部	池田 剛久	729,144	246	729,390	99.966%
町田市	小磯 善彦	1,104,019	441	1,104,460	99.960%
武蔵野市	小美濃 安弘	781,260	348	781,608	99.955%
台東区	秋間 洋	797,620	380	798,000	99.952%
北多摩第二	三田 敏哉	833,400	450	833,850	99.946%
荒川区	小坂 眞三	841,596	466	842,062	99.945%
西東京市	石毛 茂	864,768	512	865,280	99.941%
墨田区	阿藤 和之	872,784	528	873,312	99.940%
北区	高木 啓	954,944	688	955,632	99.928%
府中市	尾崎 正一	968,184	714	968,898	99.926%
北多摩第三	遠藤 衛	978,880	736	979,616	99.925%
江東区	東 巨剛	1,001,520	780	1,002,300	99.922%
西多摩	宮崎 匡功	1,114,000	1,000	1,115,000	99.910%

大田区	神林 茂	1,117,824	1,136	1,118,960	99.898%
大田区	名取 憲彦	1,117,824	1,136	1,118,960	99.898%
大田区	岡崎 幸夫	1,117,824	1,136	1,118,960	99.898%
青梅市	小鮒 将人	839,840	928	840,768	99.890%
世田谷区	真鍋 欣之	1,133,586	1,774	1,135,360	99.844%
荒川区	滝口 学	840,255	1,807	842,062	99.785%
墨田区	石井 義修	871,200	2,112	873,312	99.758%
墨田区	小沢 昌也	870,408	2,904	873,312	99.667%
世田谷区	田代 博嗣	1,131,520	3,840	1,135,360	99.662%
荒川区	小林 行男	838,800	3,262	842,062	99.613%
荒川区	崎山 知尚	838,800	3,262	842,062	99.613%
江東区	柿沢 未途	998,400	3,900	1,002,300	99.611%
杉並区	田中 良	1,110,240	5,140	1,115,380	99.539%
三鷹市	浦野 英樹	828,800	4,032	832,832	99.516%
三鷹市	吉野 利明	827,904	4,928	832,832	99.408%
板橋区	稲葉 眞一	1,105,560	6,972	1,112,532	99.373%
江戸川区	田島 和明	1,104,840	7,692	1,112,532	99.309%
北多摩第一	倉林 辰雄	953,468	6,980	960,448	99.273%
北多摩第四	野島 善司	822,800	7,924	830,724	99.046%
千代田区	柏崎 泰正	706,200	6,848	713,048	99.040%
中野区	植木 紘二	913,500	11,970	925,470	98.707%
西多摩	臼井 孝	1,100,000	15,000	1,115,000	98.655%
世田谷区	山口 拓	1,120,000	15,360	1,135,360	98.647%
昭島市	星 篤磨	745,000	11,026	756,026	98.542%
新宿区	秋田 一郎	969,800	14,920	984,720	98.485%
江戸川区	大西 英男	1,095,600	16,932	1,112,532	98.478%
江戸川区	宇田川 聡史	1,095,600	16,932	1,112,532	98.478%
江戸川区	川口 俊夫	1,095,600	16,932	1,112,532	98.478%
葛飾区	伊藤 正樹	1,020,000	17,850	1,037,850	98.280%
北区	大松 成	938,400	17,232	955,632	98.197%

4 監査執行上の除斥

倉林辰雄監査委員は、本件請求対象候補者に含まれており、本件請求と直接の利害関係を有することから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、本件請求の監査執行上は除斥となる。

5 請求の要件審査

法第242条第2項は、請求の期間について、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

また、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみ

て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（平成14年9月12日最高裁判決）。

- (1)平成17年7月3日執行東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における田代博嗣（以下「田代候補者」という。）及び秋田一郎（以下「秋田候補者」という。）にかかる公費負担となるポスター代の請求を違法・不当とする主張について

本件請求において、請求人は、本件選挙において田代候補者及び秋田候補者が、公費負担となるポスター代について架空請求を行っているとし、当該架空請求相当額の返還を求めているものと解される。

本件請求についての予備的調査によれば、本件選挙における田代候補者にかかる公費負担となるポスター代の支出は平成17年9月に、秋田候補者にかかる公費負担となるポスター代の支出は同年8月に、それぞれ行われているところ、請求人は、当該支出が行われてから1年を経過して監査請求したことについて、田代候補者及び秋田候補者が、本件請求にかかる事実関係を隠ぺいして公費負担にかかるポスター代を請求しており、平成19年12月5日付け朝日新聞の記事により初めて当該事実関係を知ったと主張しているものと解されるが、この時以前に相当の注意力をもって調査すれば知ることができたとする事情は認められない。

また、当該事実関係を知った時から相当な期間内に請求したことが認められる。

したがって、請求期間を経過したことについての請求人の主張には、法第242条第2項ただし書に定める正当な理由があるものと認められる。

よって、本件選挙における田代候補者及び秋田候補者にかかる公費負担となるポスター代の請求にかかる主張は、法第242条所定の要件を備えているものと認められる。

- (2)本件選挙における本件請求対象候補者のうち田代候補者及び秋田候補者を除く121名の候補者（以下「本件121名の候補者」という。）にかかる公費負担となるポスター代の請求を違法・不当とする主張について

本件請求において、請求人は、本件選挙において本件121名の候補者が、公費負担となるポスター代について架空請求を行っている可能性が極めて高いとし、当該架空請求相当額の返還を求めているものと解される。

ところで、本件請求についての予備的調査によれば、本件選挙における本件121名の候補者にかかる公費負担となるポスター代の支出は平成17年度中に行

われている。

しかしながら、請求人は、当該支出が行われてから1年を経過して監査請求したことについて、本件121名の候補者の基準限度額に対する請求金額が平成19年12月5日付け朝日新聞で報道された都議のそれと同程度であると主張するのみであり、法第242条第2項ただし書きに定める正当な理由を示していない。

したがって、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

以上のことから、本件請求のうち、本件選挙における田代候補者及び秋田候補者にかかる公費負担となるポスター代の請求を違法・不当とする主張のみが、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 個別外部監査契約に基づく監査

1 請求人が監査委員による監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件公費負担のポスター代の監査請求対象者は「現職都議会議員」が多く含まれている。

そして、監査委員には「議会選出監査委員」が2名おり、うち1名が本件監査対象者である。

公費負担・ポスター代も請求人が事実を知った朝日新聞記事は、信憑性があり、国民の関心がある「偽装」であり、内部監査では都民は納得しない。

よって、本件監査には、個別外部監査を求める。

2 知事に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由 (個別外部監査を相当としない理由)

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実させるとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

ところで、本件請求において、請求人は、議会選出監査委員の1名が本件請求対象候補者に含まれており、内部監査では都民は納得しないとして、個別外部監査を

求めている。

しかしながら、法第198条の3は、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならないと定めている。また、法第199条の2は、監査委員は、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができないと定めており、これに該当する監査委員は当該事件の監査執行上除斥となる。

したがって、議会選出監査委員の1名が本件請求対象候補者に含まれているとしても、本件請求の監査執行上は除斥となり、他の4人の監査委員が監査を実施することができるのであって、個別外部監査を実施することが相当であるとは認められない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件選挙における田代候補者及び秋田候補者にかかる公費負担となるポスター代の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

選挙管理委員会事務局を対象とした。

また、田代候補者、秋田候補者、田代候補者の本件ポスターを作成した会社（以下「A社」という。）及び秋田候補者の本件ポスターを作成した会社（以下「B社」という。）に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行う旨の申出があったが、陳述の聴取を予定していた当日、請求人が陳述に現れなかったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成20年1月24日に、選挙管理委員会事務局職員の陳述の聴取を行った。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 選挙運動のために使用するポスター（以下「本件ポスター」という。）作成の公費負担について

ア 都では、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 15 項の規定に基づき、東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年東京都条例第 36 号。以下「本件条例」という。）第 9 条ないし第 11 条において、本件ポスター作成の公費負担について定めており、候補者は、本件ポスター 1 枚当たりの作成単価（表 1 に示す作成単価の限度額以内）に本件ポスターの作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数に 2 を乗じて得た数の範囲内）を乗じて得た金額の範囲内で、本件ポスターを無料で作成することができる（本件条例第 9 条及び第 11 条）。

なお、本件ポスター作成の公費負担額の算出方法は、図 1 のとおりである。

(表 1) 本件ポスター 1 枚当たりの作成単価の限度額

ポスター掲示場数	作成単価限度額の算出式
500 以下の場合	$(510 \text{ 円 } 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 30 \text{ 万 } 1,875 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数}$
500 を超える場合	$(25 \text{ 万 } 5,240 \text{ 円} + 26 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 30 \text{ 万 } 1,875 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数}$

(注) 1 円未満の端数は切り上げる。

(図 1) 公費負担額の算出方法

【本件ポスター作成契約】	
作成金額	= 作成単価 a × 作成枚数 b
【公費負担限度額】	
限度額	= 作成単価限度額 c × 作成限度枚数 d
〔作成限度枚数は、選挙区内のポスター掲示場数の 2 倍以内で選挙管理委員会が確認した枚数である。〕	
【公費負担額】	
公費負担額	= a と c の少ない方 × b と d の少ない方

イ 都選挙管理委員会では、東京都選挙執行規程（平成12年東京都選挙管理委員会告示第36号。以下「本件規程」という。）を定め、本件規程において、本件ポスター作成の公費負担について、候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と本件ポスター作成に関する有償契約を締結し、当該契約書の写しを添えて、都選挙管理委員会に届け出た上、都選挙管理委員会に対してポスター作成枚数確認申請を行う一方、都選挙管理委員会から交付を受けたポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書をポスター作成業者に提出し、ポスター作成業者が上記ポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書を添えて都知事に費用の請求を行うこととされ（本件規程第73条ないし第77条） 都は、上記のようなポスター作成業者からの請求に基づき、所定の金額をポスター作成業者に支払うものとされている（本件条例第11条）。

- （2）田代候補者及び秋田候補者にかかる本件ポスター作成の公費負担について
 田代候補者及び秋田候補者にかかる本件ポスター作成の公費負担状況は表2のとおりである。

（表2）田代候補者及び秋田候補者にかかる公費負担状況

区 分	田代候補者	秋田候補者
公費負担額	113万1,520円	96万9,800円
支 出 日	平成17年9月1日	平成17年8月23日

2 監査対象局の説明

- （1）選挙運動に関する公費負担制度について

ア 都議会議員選挙における公費負担の概要

公費負担制度は、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを主な目的として、昭和50年から国政選挙において選挙公営制度の一つとして導入されたものである。

- （ア）都においては、平成4年の公職選挙法の改正により、同法第141条第8項に定める選挙運動用自動車の使用及び同法第143条第15項に定める選挙運動用ポスターの作成について、「条例で定めるところにより無料とすることができる」とされたことに伴い、本件条例が制定され、現在に至っている。

- （イ）この制度は、候補者が行う選挙運動のうち、選挙運動用自動車の使用及び

本件ポスターの作成費用について一定の限度を定め、供託物が没収されない候補者に限り対象とされているものである。

なお、都における公費負担請求の手續や限度額の設定方法等については、国政選挙に準じて規定されている。

- (ウ) 本件ポスター作成の公費負担については、本件条例第9条の規定に基づき、本件条例第11条各号に掲げる計算式により算出された単価に、作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で公費負担により作成することができ、その際の実作成枚数については、当該選挙区のポスター掲示場の2倍が限度とされている。
- (エ) また、公費負担請求に関する手續については、本件規程により、申請様式及び手續等の詳細を定めている。

イ 公費負担の請求手續

公費負担請求の手續は、以下のとおりである。

- (ア) 本件条例の適用により、本件ポスター作成の公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、直ちにポスター作成契約届出書に当該契約に関する書面の写しを添えて都選挙管理委員会に提出する（本件条例第10条及び本件規程第73条）。
- (イ) 請求する本件ポスターの作成枚数は、候補者から提出されたポスター作成枚数確認申請書により都選挙管理委員会が確認した枚数以内に限定されている。
また、候補者は、ポスター作成枚数確認申請書に対応して都選挙管理委員会から交付されるポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する（本件条例第11条並びに本件規程第74条及び第75条）。
- (ウ) 候補者は、本件ポスターを作成した証明として、作成枚数、作成金額、当該選挙区におけるポスター掲示場数等を記載したポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する（本件規程第76条）。
- (エ) ポスター作成業者は、請求書及び請求内訳書に候補者から提出のあった前記のポスター作成枚数確認書とポスター作成証明書を添えて都知事に提出する（本件規程第77条）。
なお、これらの請求関連書類は、事務手續上、提出窓口となる各選挙区の選挙長を担当する区市選挙管理委員会を經由して都選挙管理委員会へと提出されている。

(2) 請求人の主張に対する見解について

ア 請求人の主張

請求人は、平成19年12月5日付朝日新聞の記事により、2人の候補者について不正が行われ、監査請求する事案であると判断している。そして、それ以外の請求額が98%以上の候補者について水増し請求をしている可能性が極めて高いとして、監査をするよう求めている。

イ 当局の見解

本件ポスターは、候補者選定に役立つ媒体として世論調査でも常に上位にあり、その表情や出来栄えにより、有権者が候補者に対して持つイメージに影響を与えることから、選挙運動の媒体のなかでも重要な位置付けにある。

そのようなことから、本件ポスターの作成に関しては、企画、デザイン、撮影・印刷方法など、有権者に対し効果的に選挙運動が行われるべく様々な工夫が凝らされ、結果として候補者ごとに多種多様なものとなっている。

本件ポスターに関しては、掲示場所や作成枚数などの制限を受けるが、その作成方法や費用の上限について制限されないことから、公費負担の限度額に対し、一定の割合を超えていることをもって一律に不正を論じることには無理があるものとする。

(3) 当局における措置状況

候補者等が請求手続を行う際の参考として作成している「公費負担経費請求の手引」について、よりわかりやすくするべく記載内容の見直しを予定している。

(4) 本件監査請求について

公費負担請求の事務処理については、現行制度上、本件条例及び本件規程で定められた請求手続に基づき、候補者から提出のあった書類と、ポスター作成業者からの請求に関する書類を照合し、本件ポスターの作成に要する支出として整合性が確認できたものについて受理し、支出している。

本件においても現行制度に従って処理されており、事務手続上、瑕疵がないものとする。

都選挙管理委員会（事務局）としては、今後とも関係法令等に基づき公費負担制度の適正な運用に努めていくものである。

3 判断

本件請求において請求人は、本件選挙において田代候補者及び秋田候補者が、公費負担となるポスター代について架空請求を行っているとして主張し、当該架空請求相当額の返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象局の説明並びに関係人調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 田代候補者にかかる本件ポスターの作成について

本件選挙における田代候補者の本件ポスターの作成状況について、以下の事実を確認した。

ア 本件ポスターの作成状況は、田代候補者とA社とが締結した選挙運動用ポスター作成契約書によれば表3のとおりであり、田代候補者がA社に提出したポスター作成証明書によれば表4のとおりであり、A社から都への請求書及び請求書内訳によれば表5のとおりであること。

(表3) 選挙運動用ポスター作成契約書

区 分	内 容
品 名	公職選挙法第143条に定めるポスター
数 量	1,768枚
作成単価	1,260円
契約金額	2,227,680円

(表4) ポスター作成証明書

区 分	内 容
作成枚数	1,768枚
作成金額	2,227,680円

(表5) 請求書及び請求書内訳

区 分	内 容
作成枚数	1,768枚
作成単価	1,260円
作成金額	2,227,680円

イ 公職選挙法第189条の規定に基づいて都選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書及び添付された領収書の写しによれば、本件選挙において

田代候補者の選挙運動に関してなされた印刷費の支出は、表6のとおりであり、本件ポスター作成のほかに、はがき作成が行われていること。

(表6) 印刷費の支出状況

区分	支出の目的	支出を受けた者	作成金額 (円)	備考
選挙運動	ポスター印刷代	A社	2,227,680	@1,200×1,768枚 (公費負担分 1,131,520円)
選挙運動	はがき印刷代	A社	1,575,000	@50×30,000枚
選挙運動	デザイン、レイ アウト一式代	A社	577,500	
選挙運動	訂正シール印刷	A社	21,000	@10×2,000枚
選挙運動	封筒印刷代	A社	472,500	@15×30,000枚

(注) 備考欄の単価額は消費税等抜きの金額である。

ウ 田代候補者は以下のように説明したこと。

- (ア) 本件ポスターの作成は、本来もっと経費がかかるものだが、A社との交渉でなんとか222万7,680円で作成した。公費負担請求は適正に行われており、全く問題はない。
- (イ) 本件選挙における本件ポスターの作成契約において、公費負担の対象とならない選挙はがきや名刺の作成は含まれていない。
- (ウ) 朝日新聞から取材を受けたことはない。

エ A社は以下のように説明したこと。

- (ア) 本件ポスターの作成は、本来もっと経費がかかるものだが、旧知の候補者との関係から、交渉で222万7,680円で作成した。
- (イ) 本件選挙における田代候補者の本件ポスターの作成契約において、公費負担の対象とならない選挙はがきや名刺の作成は含まれていない。
- (ウ) 朝日新聞から取材を受けたことはない。

オ 本件ポスターの作成について、A社が示した支払証明書(上記選挙運動費用

収支報告書に添付された領収書の控え)によれば表7のとおりであること。

(表7) 支払証明書記載事項

区 分	内 容
請求金額	1,096,160円
摘 要	公費分1,131,520円のため

(注) 内容欄の両金額を加えると、222万7,680円となる。

これらのことからすると、本件選挙における田代候補者の本件ポスターは、1枚当たり1,260円で、1,768枚作成されたと認められる。

田代候補者は世田谷区選挙区(ポスター掲示場数887箇所)の候補者であり、1枚当たりの本件ポスター作成単価限度額は640円である。また、ポスター作成枚数確認書によれば、本件ポスター作成限度枚数は1,768枚である。

したがって、640円に1,768枚を乗じた113万1,520円が本件ポスター作成の公費負担額となる。

(2) 秋田候補者にかかる本件ポスターの作成について

本件選挙における秋田候補者の本件ポスターの作成状況について、以下の事実を確認した。

ア 本件ポスターの作成状況は、秋田候補者とB社とが締結した選挙運動用ポスター作成契約書によれば表8のとおりであり、秋田候補者がB社に提出したポスター作成証明書によれば表9のとおりであり、B社から都への請求書及び請求書内訳によれば表10のとおりであること。

(表8) 選挙運動用ポスター作成契約書

区 分	内 容
品 名	公職選挙法第143条に定めるポスター
数 量	746枚
作成単価	1,300円
契約金額	969,800円

(表9) ポスター作成証明書

区 分	内 容
作成枚数	746枚
作成金額	969,800円

(表10) 請求書及び請求書内訳

区 分	内 容
作成枚数	746枚
作成単価	1,300円
作成金額	969,800円

イ 公職選挙法第189条の規定に基づいて都選挙管理委員会に提出された選挙運動費用収支報告書及び添付された領収書の写しによれば、本件選挙において秋田候補者の選挙運動に関してなされた印刷費の支出は、表11のとおりであり、本件ポスター作成のほかに、はがき作成が行われていること。

(表11) 印刷費の支出状況

区分	支出の目的	支出を受けた者	作成金額 (円)	備考
立候補準備	ポスター印刷代	B社	969,800	@1,300×746枚 (公費負担分 969,800円)
立候補準備	はがき、封筒印刷代	B社	792,750	はがき 20,000枚 封筒 2,000枚

ウ 秋田候補者は以下のように説明したこと。

- (ア)ポスター代にかかる公費負担請求は適正に行われており、全く問題はない。
- (イ)選挙はがきについては別の契約を締結しており、領収書の写しも都選挙管理委員会に提出している。
- (ウ)朝日新聞には、記事掲載前のある日、議会棟内でポスター代について突然聞かれた。急なことであったので、よくわからない、と回答した。

エ B社は以下のように説明したこと。

(ア) 本件選挙における秋田候補者の本件ポスターの作成経費は、印刷代、デザイン製作料及びポスター裏貼り加工代を含めて、92万3,700円(消費税等税抜き)であり、消費税等込みで96万9,885円のところ、100円未満を整理して、1枚当たり1,300円、合計96万9,800円で契約した。

(イ) 選挙はがきについては本件ポスター作成と別途に契約しており、本件ポスターの作成契約の中には含まれていない。

(ウ) 朝日新聞から、昨年10月末頃に、電話で数分間の取材を受けた。

2年前のことで、とっさに思い出せず、ポスターの印刷であれば40万円から50万円くらいで作成できるのではないかと回答した。実際は、デザイン製作料やポスター裏貼り加工代がかかっていた。

併せて、本件ポスターのほかに作成したものはないかと聞かれたので、選挙はがきを作成した、と回答した。

オ 本件ポスターの作成について、B社が示した納品書によれば表12のとおりであること。

(表12) 納品書記載事項

品名	数量	単価	金額
選挙ポスター(A3判)			
合成紙印刷代	746枚	600円	447,600円
デザイン製作料	一式		215,000円
ポスター裏貼り加工代	746枚	350円	261,100円
	合計		923,700円

(注) 単価欄及び金額欄は消費税等抜きの金額である。

これらのことからすると、本件選挙における秋田候補者の本件ポスターは、1枚当たり1,300円で、746枚作成されたと認められる。

秋田候補者は新宿区選挙区(ポスター掲示場数373箇所)の候補者であり、1枚当たりの本件ポスター作成単価限度額は1,320円である。また、ポスタ

一作成枚数確認書によれば、本件ポスター作成限度枚数は746枚である。

したがって、1,300円に746枚を乗じた96万9,800円が本件ポスター作成の公費負担額となる。

以上のことから、本件選挙において田代候補者及び秋田候補者にかかるポスター代の公費負担についてはいずれも適正であり、架空請求の事実は認められない。

4 結 論

本件選挙において田代候補者及び秋田候補者が、公費負担となるポスター代について架空請求を行っているとし、当該架空請求相当額の返還を求める請求人の主張には理由がない。

都知事・都議会議員に関する措置請求

第1．概要

1．都議会議員選挙では、選挙を公平に行う為、選挙道具である「掲示板に貼るポスター代 候補者カーの借上げ代(レンタカー等) 同ガソリン代 運転手の人件費」が公費で支払われる。このポスター代の公費負担は、定額でなく、実際にかかった費用で各選挙区毎に限度額も決められている。

計算方法・・・事実証明書-1

掲示板の数・・・事実証明書-2

2．平成19年12月5日、朝日新聞/夕刊で

「公費負担の候補者ポスター代水増し 都議選でも不正請求」

の見出しで掲載された。・・・・・・・・・・・・・・・・事実証明書-3

3．記事の内容は、「平成年17年7月3日投開票」が行われた都議選のポスター代について書かれ、具体的に都議の選挙区、ポスター代の請求金額が以下の通り書かれている。

「05年の東京都儀選でも1部の都議が、負担対象でない選挙はがきや名刺作成代をポスター代に含めて不正に精算していた疑いが強い事が5日分かった。少なくとも2都議の陣営が本来請求できる額より50万円以上水増しした疑いがある。不正清算の疑いがあるのは世田谷選挙区で、ほぼ上限の113万円を請求した都議。この陣営について、ポスター印刷会社は事務所からポスターと名刺とはがきの費用を一本で請求してくれと言われた」と証言。実際にはポスター作成費はデザイン料15万円と紙代、インク代など計約50万円だった。都議は「事実なら不適正分を返還する」としている。もう一人の都議は、新宿区選挙区でほぼ上限の97万円を請求。この都議のポスターを制作した印刷会社は「ポスター代は40万円で残りは選挙はがき代。都選管への請求は陣営に任せ、何が公費負担か知らなかった」と話す。こうした経緯について、この都議は「実態を把握していないので調べる」と話している。」

4. そこで、請求人は以前、情報公開で入手していた「平成 17 年 7 月 3 日執行東京都議会議員選挙 公費負担経費総括表」で、上記「朝日新聞」の記事の該当者を調べたところ、世田谷選挙区でポスター代金が 113 万円に合致する候補者は「1,131,520 円・・・田代博 候補者」、新宿選挙区でポスター代金が 97 万円に合致する候補者は「・・・秋田一郎・候補者」と分かった。

・・・・・・・・・・・・・事実証明書-4

5. そこで、本件ポスター代の請求は、新聞記事のとおり不正が行なわれており、監査請求する事案と判断した。

第 3. その他の候補者に付いて。

1. 朝日新聞に書かれている 2 名の他にも、不正な水増し請求してる候補者が入る可能性が非常に高い。

2. そこで、請求人は「平成 17 年 7 月 3 日執行東京都議会議員選挙 公費負担経費総括表」のポスター代の「別紙 一覧表」を作り、限度額一杯の候補者を調べたところ、多くの候補者がいる。

3. 秋田都議の「請求額÷限度額」を計算すると、98,485%である。

4. そこで、秋田都議を基準にして「請求額÷限度額」が 98%以上の候補者に付いても、朝日新聞に書かれているように、田代都議、秋田都議と同様に水増し請求している可能性が極めて高いので、監査するよう求める。

第 4. 監査請求期間について。

1. 監査請求は財務会計上の行為が行なわれてから「1 年以内」と定められている。しかし、隠ぺい等が行なわれ請求人が相当な注意力を持ってしても知る事ができない場合は認められる。

2. 本件ポスター代金の請求は、選管に提出された文書と内容が全く異なり、仮に請求人が情報公開請求し、各候補者が選管に提出した文書(事実証明書 5、同-6)を見ても、隠ぺいを見破る事は困難である。

3. 請求人は、本件対象者である田代都議と秋田都議のポスター代請求の文書

を情報公開請求し、以下の事実を確認した。

田代都議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事実証明書-5

ポスター・印刷代合計・・・・・・・・2,227,680 円

ポスター・請求限度枚数・・・・・・・・1,768 枚

ポスター単価・・・・・・・・・・・・1,260 円

ポスター・請求限度額・・・・・・1,131,520 円

印刷業者から都への請求額・・・・1,131,520 円

秋田都議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事実証明書-6

ポスター・印刷代合計・・・・・・・・969,800 円

ポスター・請求限度枚数・・・・・・・・746 枚

ポスター単価・・・・・・・・・・・・1,300 円

ポスター・請求限度額・・・・・・984,720 円

印刷業者から都への請求額・・・・969,800 円

4. よって、本件監査請求は適法である。

第5. 違法・不当、及び措置請求について。

1. 田代都議、秋田都議の本件ポスター代請求は、朝日新聞の記事から架空請求である事が判明した。

2. 本件ポスター代金は、「東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づいて公費負担されるものである。

3. 本件公費負担は、当該選挙の候補者及び印刷業者が、選管で定めた所定の様式に記入・押印し、選管に届け出て審査を受け支払われるものである。

4. にも係わらず、所定の様式に虚偽の記載をし公金を詐取したものであり、「詐欺」に当たると思料する。

5. よって、監査委員は本件候補者(別紙)からポスター印刷代の請求書、印刷

業者から聞き取りをおこない、架空請求など不当・違法な請求・支払があれば返還させるよう求める。

個別外部監査を求める理由。

- 1 . 本件・公費負担のポスター代の監査請求対象者は「現職都議会議員」が多く含まれている。
- 2 . そして、監査委員には「議会選出監査委員」が2名おり、うち1名が本件監査対象者である。
- 3 . 公費負担・ポスター代も請求人が事実を知った朝日新聞記事は、信憑性があり、国民の関心がある「偽装」であり、内部監査では都民は納得しない。
- 4 . よって、本件監査には、個別外部監査を求めます。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、事実証明書を添え、必要な措置を求める。

別紙一覧表

選挙区	候補者名	支払額	差額	限度額	限度額の割合
千代田区	内田茂	713,048	-	713,048	100.000%
千代田区	上田令子	713,048	-	713,048	100.000%
中央区	立石 はるやす	750,816	-	750,816	100.000%
中央区	梶川 康二	750,816	-	750,816	100.000%
港区	菊池 正彦	881,824	-	881,824	100.000%
港区	大塚	881,824	-	881,824	100.000%
港区	窪田 光	881,824	-	881,824	100.000%
港区	清原 和幸	881,824	-	881,824	100.000%
新宿区	猪爪 まさみ	984,720	-	984,720	100.000%
新宿区	とみた 俊正	984,720	-	984,720	100.000%
新宿区	吉倉 正美	984,720	-	984,720	100.000%
文京区	中屋 文孝	807,144	-	807,144	100.000%
文京区	鳩山太郎	807,144	-	807,144	100.000%
文京区	増子 博樹	807,144	-	807,144	100.000%
台東区	服部	798,000	-	798,000	100.000%
墨田区	桜井 武	873,312	-	873,312	100.000%
江東区	木内 良明	1,002,300	-	1,002,300	100.000%
江東区	大沢 昇	1,002,300	-	1,002,300	100.000%
品川区	伊藤 興一	954,226	-	954,226	100.000%
目黒区	東野 秀平	902,280	-	902,280	100.000%
目黒区	宮本 栄	902,280	-	902,280	100.000%
大田区	鈴木 アキマサ	1,118,960	-	1,118,960	100.000%
大田区	石原 聖康	1,118,960	-	1,118,960	100.000%
世田谷区	大久保	1,135,360	-	1,135,360	100.000%
渋谷区	伊藤 毅志	850,872	-	850,872	100.000%
渋谷区	村上英子	850,872	-	850,872	100.000%
渋谷区	大津 浩子	850,872	-	850,872	100.000%
中野区	高倉良生	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	吉田 康一郎	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	川井 重勇	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	高橋 一実	925,470	-	925,470	100.000%
中野区	樋口 裕子	925,470	-	925,470	100.000%
杉並区	長谷川 英憲	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	松葉 多美子	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	早坂 義弘	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	千葉 昇	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	吉田 信夫	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	木梨 盛祥	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	福祉 敬子	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
杉並区	大泉 時男	1,115,380	-	1,115,380	100.000%
豊島区	長橋桂一	918,456	-	918,456	100.000%
豊島区	竹下 友康	918,456	-	918,456	100.000%
豊島区	泉谷 剛	918,456	-	918,456	100.000%
北区	小杖 大幸	955,632	-	955,632	100.000%
板橋区	熊木 美奈子	1,112,532	-	1,112,532	100.000%

板橋区	坂本 健	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
板橋区	橋本 剛	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
練馬区	高橋 和美	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	石川 芳昭	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	野上 幸絵	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	野沢 彰	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
練馬区	ヤマカアケミ	1,119,160	-	1,119,160	100.000%
足立区	高島 直樹	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
足立区	三原 将嗣	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
足立区	逸見 英幸	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
足立区	近藤 弥生	1,120,064	-	1,120,064	100.000%
葛飾区	樺山 卓司	1,037,850	-	1,037,850	100.000%
江戸川区	初鹿 明博	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
江戸川区	上野 和彦	1,112,532	-	1,112,532	100.000%
八王子	東村 邦浩	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
八王子	串田 克己	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
八王子	相川 博	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
八王子	石森 孝志	1,121,100	-	1,121,100	100.000%
立川市	宮崎 章	803,992	-	803,992	100.000%
三鷹市	伊澤 桂子	832,832	-	832,832	100.000%
青梅市	野村 有信	840,768	-	840,768	100.000%
昭島市	小林 浩司	756,026	-	756,026	100.000%
町田市	吉原 修	1,104,460	-	1,104,460	100.000%
小金井市	安保 鈴子	753,068	-	753,068	100.000%
小平市	斉藤 敦	813,440	-	813,440	100.000%
日野市	古賀俊昭	823,450	-	823,450	100.000%
西東京市	山田 忠昭	865,280	-	865,280	100.000%
南多摩	小磯 明	900,936	-	900,936	100.000%
北多摩第一	谷村 孝彦	960,448	-	960,448	100.000%
北多摩第一	小松 恭子	960,448	-	960,448	100.000%
島部	川島 忠一	729,390	-	729,390	100.000%
墨田区	藤崎 繁武	873,280	32	873,312	99.996%
荒川区	鈴木 貫太郎	842,026	36	842,062	99.996%
武蔵野市	松下玲子	781,397	211	781,608	99.973%
豊島区	渡邊 久美子	918,203	253	918,456	99.972%
島部	池田 剛久	729,144	246	729,390	99.966%
町田市	小磯 善彦	1,104,019	441	1,104,460	99.960%
武蔵野市	小美濃 安弘	781,260	348	781,608	99.955%
台東区	秋間 洋	797,620	380	798,000	99.952%
北多摩第二	三田 敏哉	833,400	450	833,850	99.946%
荒川区	小坂 眞三	841,596	466	842,062	99.945%
西東京市	石毛 茂	864,768	512	865,280	99.941%
墨田区	阿藤	872,784	528	873,312	99.940%
北区	高木啓	954,944	688	955,632	99.928%
府中市	尾崎正一	968,184	714	968,898	99.926%
北多摩第三	遠藤 衛	978,880	736	979,616	99.925%
江東区	東 巨剛	1,001,520	780	1,002,300	99.922%
西多摩	宮崎 * 功	1,114,000	1,000	1,115,000	99.910%

大田区	神林 茂	1,117,824	1,136	1,118,960	99.898%
大田区	名取 憲彦	1,117,824	1,136	1,118,960	99.898%
大田区	岡崎 幸夫	1,117,824	1,136	1,118,960	99.898%
青梅市	小鮒 将人	839,840	928	840,768	99.890%
世田谷区	真鍋	1,133,586	1,774	1,135,360	99.844%
荒川区	滝口 学	840,255	1,807	842,062	99.785%
墨田区	石井 義修	871,200	2,112	873,312	99.758%
墨田区	小沢	870,408	2,904	873,312	99.667%
世田谷区	田代 ひろし	1,131,520	3,840	1,135,360	99.662%
荒川区	小林 行男	838,800	3,262	842,062	99.613%
荒川区	崎山 知尚	838,800	3,262	842,062	99.613%
江東区	柿沢 未途	998,400	3,900	1,002,300	99.611%
杉並区	田中 良	1,110,240	5,140	1,115,380	99.539%
三鷹市	浦野 英樹	828,800	4,032	832,832	99.516%
三鷹市	吉野 利明	827,904	4,928	832,832	99.408%
板橋区	稲葉 眞一	1,105,560	6,972	1,112,532	99.373%
江戸川区	田島 和明	1,104,840	7,692	1,112,532	99.309%
北多摩第一	倉林 辰雄	953,468	6,980	960,448	99.273%
北多摩第四	野島 善司	822,800	7,924	830,724	99.046%
千代田区	柏崎	706,200	6,848	713,048	99.040%
中野区	植木	913,500	11,970	925,470	98.707%
西多摩	臼井 孝	1,100,000	15,000	1,115,000	98.655%
世田谷区	山口 拓	1,120,000	15,360	1,135,360	98.647%
昭島市	星 篤麿	745,000	11,026	756,026	98.542%
新宿区	秋田 一郎	969,800	14,920	984,720	98.485%
江戸川区	大西 英男	1,095,600	16,932	1,112,532	98.478%
江戸川区	宇田川 聡史	1,095,600	16,932	1,112,532	98.478%
江戸川区	川口 俊夫	1,095,600	16,932	1,112,532	98.478%
葛飾区	伊藤 正樹	1,020,000	17,850	1,037,850	98.280%
北区	大松 成	938,400	17,232	955,632	98.197%

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 1 . 公費負担の対象とその限度額と題する資料の写し
- イ 平成17年7月3日執行東京都議会議員選挙の記録 5 費用公営と題する資料の写し
- ウ 平成19年12月5日付け朝日新聞夕刊の記事等の写し
- エ 平成17年7月3日執行東京都議会議員選挙 公費負担経費総括表と題する文書の写し
- オ 田代候補者にかかるポスター作成契約届出書等の写し
- カ 秋田候補者にかかるポスター作成契約届出書等の写し